

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成28年1月5日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 ドラッグトップスとやの店  
所在地 新潟市中央区堀之内1丁目15番15号  
設置者 渡辺隆信商事有限会社
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 1,907 m<sup>2</sup>  
(変更後) 1,530 m<sup>2</sup>
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ・駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 200 台  
(変更後) 163 台
  - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)  
株式会社星光堂薬局 午前9時00分から午後8時00分  
(変更後)  
株式会社星光堂薬局 午前9時00分から翌午前0時00分
- 3 変更する年月日  
平成28年8月25日
- 4 届出年月日  
平成27年12月24日
- 5 縦覧場所  
新潟市経済部商業振興課及び新潟市中央区地域課
- 6 縦覧期間  
平成28年1月5日から平成28年5月5日まで

7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先  
商業振興課商業振興係

電 話 0 2 5 - 2 2 6 - 1 6 3 3

Eメール [shogyo@city.niigata.lg.jp](mailto:shogyo@city.niigata.lg.jp)